令和５年度第１回「千葉市農政推進協議会」議事録

１　日　　時　　令和５年７月２７日（木）
　　午後２時００分から午後３時４０分

２　場　　所　　千葉市役所本庁舎　高層棟２階　XL 会議室２０３

３　出 席 者

委　員：１２名

清宮惠理子会長　佐久間正明副会長　槁本泉委員
竹下洋一委員　山下孝一委員　斎藤昌雄委員
石出博子委員　大塚秀行委員　榎本雅之委員
実川文子委員　川村浩一委員　今井由紀子委員

事務局：１３名

農政部長（渡部）　農政センター所長（圓城寺）
農政課長（南）　農業生産振興課長（森田）
農地活用推進課長（中田）
農地活用推進課農地活用班主査（佐々木）
農地活用班（恒吉）
農地活用推進課農地保全班主査（原田）
農地保全班（山本）　農政課課長補佐（柴田）
企画班主査（佐藤）　企画班（山内）　企画班（石川）

４　議　　題

（１）　副会長の選任について
（２）　議事録署名人の選任について
（３）　千葉市農林業成長アクションプラン進行管理（令和４年度）と総括について
（４）　千葉市農業基本計画の進行管理について
（５）　千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
（６）　その他報告事項について
　　・畜産飼料価格高騰対策について
（７）　農業経営改善計画について
（８）　農用地区域の変更について

５　議事概要

（１）　佐久間正明委員が副会長に選任された。

（２）　榎本雅之委員と今井由紀子委員が議事録署名人に選任された。
（３）　事務局より千葉市農林業成長アクションプラン進行管理（令和４年度）と総括について説明し、了承を得た。
（４）　事務局から千葉市農業基本計画の進行管理について説明し、了承を得た。
（５）　事務局から千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明し、承認を得た。
（６）　事務局からその他報告事項について（畜産飼料価格高騰対策）について報告し了承を得た。
（７）　事務局より農業経営改善計画について説明し、承認を得た。
（８）　事務局より農用地区域の変更について説明し、承認を得た。

６　会議経過

会議は農政課課長補佐の司会進行により行われ、開会に先立って、委員１２名の出席を得ているため、千葉市農政推進協議会設置条例第５条第２項の規定に基づき、会議が成立している旨が告げられた。

続いて、議題１から６については、個人情報が含まれていないため、会議は公開、議事録は公表され、議題７及び議題８については、個人情報が含まれているため会議は非公開、議事録は非公表とする旨が告げられた。

議題１　副会長の選任について

副会長の選任については、実川文子委員が佐久間正明委員を副会長にとの推薦があり、全会一致で佐久間正明委員が副会長に選任された。

議題２　議事録署名人の選任について

会長より議事録署名人の選任について榎本雅之委員と今井由紀子委員の２名が指名された。

議題３　千葉市農林業成長アクションプラン進行管理（令和４年度）と総括について

事務局（農政課　南課長）が千葉市農林業成長アクションプラン進行管理（令和４年度）と総括について状況を報告した。

続いて、以下の質疑応答があった。

【橋本委員】
　私は千葉土地改良協会から今回出席をさせていただいております。資料１－５　Ｐ．１８「食のブランド化推進」について、この「食のブランド化」の中で、お米のブランド化は千葉市ではないように聞いております。私は、地元の土地改良区の理事長をしておりまして、独自にブランド化を図っていきたいと思っておりまして、食味検査を実施しております。食味検査の中で、千葉農業事務所の指導を受けまして何年かやっています。その中で、食味で８０という数値を超えると良食米と言われております。私どもでやってみましたら、一番高いので７８ぐらいまでいく所があります。私は土気地区ですので、山と山の間に田んぼがあり粘土質のため米が美味しいと昔から言われておりました。これまでに、食のブランド「千」の中でお米という項目で応募があったのか、なかったのか。千葉市で高い食味値があるお米を今後ブランド化という位置づけにしていくようなことはできるのか、この２点に関してよろしくお願いいたします。
【渡部部長】
　まずは、お米のエントリーがあったのか、なかったのか、ということに関しては、過去に１件あったのですが、残念ながら審査の過程の中で認定されなかったということでございます。今後、千葉地域のお米を千年先にも市民の皆様に継続して提供できるかどうか、継続性であるとか、ＳＤＧｓの考え方も審査の過程で入ってくるので、そういったものを踏まえながら、農業者の方にエントリーして頂き、学識経験者等で構成された委員会で審査するという形になるかと思います。
【橋本委員】
　わかりました。いずれにしても、食味値で８０を超えるのが良食ということで、新潟や山形のお米は８０を超えているのですが、千葉県のお米で８０を超えているのは多古米、鴨川近くのお米、そのくらいしか超えていないと思います。私どものほうは７８位いきますので、部長からお話があったことも踏まえ、今後、土地改良協会の中でもエントリーしてみるようにと話をしてみます。
【清宮会長】
　資料１－５　Ｐ．１６に関して、既存の研修について新規就農希望者研修・新規就農アドバンス研修を統合するお話がありましたが、新規就農希望者研修は無料で、新規就農アドバンス研修は有料だったと思うのですが、その辺はどうなるのでしょうか。

【圓城寺所長】
　新規就農希望者研修は平成 18 年から無料で実施してきました。令和３年から始まりました新規就農アドバンス研修につきましては、年間１７万円の研修費用を頂き実習をするという形になっております。今年度はニューファーマー育成研修として５名を募集しており、委託事業者と連携して研修を実施します。コースによって料金が違いますが、無料の研修はなくなりました。一部経費として、保険料・テキスト料・資材費等を頂きながら研修を実施していきたいと考えております。
【清宮会長】
　無料の研修はなくなるのですか。
【圓城寺所長】
　新規就農者向けの研修は無料ではなくなります
【清宮会長】
　研修期間は、コースによって違いますか。
【圓城寺所長】
　コースによって異なりますが、一番短期間のものがアドバンスコースで令和３年から実施しておりました新規就農アドバンス研修と同じように１年間の研修になります。このアドバンスコースに関しては、即戦力となる農業者を育成するということで、農政センターの施設を使いながら１年間栽培から経営を学んで頂くというものになります。それから、育成コースになりますが、最初に基礎から学んで頂いてそれから農家研修を行うものになります。期間としては、１５か月になります。それから、総合コースは、先ほどの育成コースを受けた後にアドバンスコースでの研修を行い、農政センターのほ場を使って研修を行いますが、そちらについては２７か月間研修する３つのコースに分かれていて、それぞれ研修生の経験や年齢など、選びたいコースを選んでいただく形になります。
【清宮会長】
　趣旨としては、幾つかに分かれていて良いと思うのですが、その間の生活費といいますか、研修を受けている方は以前は奨励金を受けていたと思うのですが、そのような補助的なものはどうなりますか。
【圓城寺所長】
　国の補助制度を受けられる方は国事業を使っていただき、利用できない方は市独自の支援メニューを用意しております。

続いて、清宮会長が議事に諮り、反対意見なく了承された。

議題４　千葉市農業基本計画の進行管理について

事務局（農政課　南課長）が、千葉市農業基本計画の進行管理について状況を報告した。

続いて、以下の質疑応答があった。

【清宮会長】

資料２－３　Ｐ．２「新規就農者向けの補助事業の実施」のスケジュールにおいて、５月に対象者への事業周知とあるのですが、研修を修了して新規就農者の認定をとるというのは同時に行えるものなのですか。いつ補助金が交付されるのかというのは、新しく始める方にとって１年を有効に使えるかということにかかってくると思いますので、滞りなく無駄な時間なく補助金申請を行えるものなのかお聞きしたいと思います。

【圓城寺所長】

未来の千葉市農業創造事業につきましては、今年度新たに創設した補助制度で、これまで実施してきた農業生産団地育成事業や法人向け支援メニューに加えて、新たに新規就農者を対象にしたメニューで構成されています。こちらの新規就農者向けの補助事業の実施につきましては、研修終了後５年間を対象にしておりますので、研修終了後に認定新規就農者になっていただいて、要望をいただき実施するものです。研修終了後にすぐに手を挙げなければ対象にならないというものではなく、期間としては５年間を考えております。

【清宮会長】

新規就農で施設栽培をしたいという方で、施設を建てるにあたって補助金を申請したいという方の場合は少し時間がかかってしまうということでしょうか。ほかにも申請する手段というものがあるのでしょうか。

【圓城寺所長】

新規就農アドバンス研修で令和３年にイチゴとトマト栽培を習得した方につきましては、新規就農者向けメニューではなくて、法人化してハウスを建てたいという要望がございましたので、ご要望に対応し、今年度の栽培に間に合うよう施設整備に向けて準備をすすめております。

続いて、清宮会長が議事に諮り、反対意見なく了承された。

議題５　千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

事務局（農政課　南課長）が、千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて状況を報告した。

続いて、以下の質疑応答があった。

【槁本委員】

資料３－４　Ｐ．２について、効率的かつ安定的な経営体いわゆる認定農業者の確保の育成ということで、所得目標が１経営体当たり５５０万円程度から変更後は５２０万円になります。新たに農業経営を営もうとする青年、いわゆる認定新規就農者については、１経営体あたり２５０万円程度が２７０万円になる。認定農業者の方は　５５０万円から５２０万円に引き下げになっていますが、新規就農者については２５０万円から２７０万円に逆に上がっています。この辺のことを国はどういう理由で決めたのかがよくわからないということと、私が承知しているのは、認定農業者というのは、だいたい５５０万円くらいの売り上げがあると、だいたい２００万円から２５０万円くらいの収益になります。このような方を認定農業者と言われているんですけれども、今ここに書かれている５５０万円から５２０万円に下がっている方について、売り上げは５２０万円だと収益はどれくらいになるのか。この２点についてお伺いしたい。

【南課長】

１点目のことに関してですが、実際の統計の数値を参考に資料を作成させていただいているところなのですが、国から細かいところまで出ているわけではなく、新規学卒者の年間所得額のデータから算出していることから、恐らく近年人手不足ということで新規に就職される方の初任給を上昇させる動きが比較的多く、統計の数値が上振れているという形になり、結果的に農業の所得も少し上振れているということかと思われます。次に、収益はどれくらいかというところですが、手元に具体的な数値を私たちも持っていない状況ですので、後ほどお答えするということでよろしいですか。

【槁本委員】

前に色々な会議の中で、認定農業者の基準というのがどのくらいなのかというのを聞いた時に、先ほど言いましたように一般的に売

り上げ５５０万円くらいの場合、収益が２００万円から２５０万円くらいということを聞いています。

続いて、清宮会長が議事に諮り、反対意見なく承認された。

議題６　その他報告事項について

事務局（農業生産振興課　森田課長）が畜産飼料価格高騰対策について報告を行った。
続いて、清宮会長が議事に諮り、反対意見なく了承された。

議題７、８に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第７条第２号に規定する情報（個人情報）が含まれているため、公表しておりません。

問い合わせ先
千葉市経済農政局農政部農政課
電話０４３－２４５－５７５７